

水俣市移住定住お試しハウスの設置等に関する条例

(設置)

第1条 本市への移住定住を推進するため、水俣市移住定住お試しハウス（以下「お試しハウス」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は次のとおりとする。

名称 水俣市移住定住お試しハウス

位置 水俣市月浦250番地16

(組織)

第3条 お試しハウスは、総務企画部の所管とする。

(業務)

第4条 お試しハウスの業務は、次のとおりとする。

- (1) お試し宿泊事業
- (2) 交流促進事業
- (3) その他市長が指定する事業

(休館日)

第5条 お試しハウスの休館日は、12月28日から翌年の1月4日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館日を定めることができる。

(使用の許可)

第6条 お試しハウスを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 お試しハウスの使用許可期間は1週間以内とし、次の各号の全てに該当する者について使用を許可する。ただし、市長が特に認める場合については、この限りでない。

- (1) 市外に住所を有する者であること。
- (2) 移住を検討している者であること。
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は、暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと。

- 3 市長は、使用の許可に際し、お試しハウスの管理上必要な条件を付することができる。

- 4 市長は、お試しハウスの使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) お試しハウスの施設又は設備をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) その他お試しハウスの管理上支障があると認められるとき。

(使用者の遵守事項)

第7条 前条第1項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、市長が特に認める場合については、この限りでない。

- (1) 使用する権利を他の者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 施設に付属設備以外の設備、物品等を持ち込まないこと。
- (3) 施設又は付属設備の現状を変更しないこと。
- (4) 使用目的以外に使用しないこと。
- (5) その他規則で定める事項

(使用料)

第8条 お試しハウスの使用料は、無料とする。

(許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を中止することができる。

(損害賠償)

第10条 故意又は過失によりお試しハウスの施設等をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

2 前条の規定に基づき許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、使用者に損害が生じた場合、市はその賠償の責めを負わないものとする。

(事故免責)

第11条 市長は、お試しハウスが通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、お試しハウス及びその敷地内で発生した事故に対して、その賠償の責めを負わないものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(水俣エコハウスの設置等に関する条例の廃止)

2 水俣エコハウスの設置等に関する条例（平成25年条例第36号）は、廃止する。